

2026年2月6日開催 食品容器・包装規制セミナーQ&A

	講師へ質問	回答
1	<p>現在行っているリサイクルプラスチック材料の認証制度はプロセスの適合性を確認するものであると理解しました。今後、PE・PPについてもクローズドの利用において認証制度を整えていく予定とお話がありましたが、クローズドとはいえ様々な添加剤が入っていることや単一種での回収が困難であることを考えると、リサイクルプロセスの適合確認だけではなく元原料の履歴追跡や回収ルートの特典など確認範囲が広がる可能性はありますでしょうか。</p>	<p>現在行っているPETのリサイクルプラスチック材料の認証制度では元原料の履歴については、自治体から回収独自ルートで回収された場合は回収した自治体名を、事業系では回収業者名までを確認しています。しかしながら、PE・PPは様々な用途で使用されており、その用途に合わせて添加剤も配合されていることから、PE・PPを認証していく上では履歴は必須条件ですが、現状で履歴を追跡することは難しく、改定されたリサイクル指針に示されたように『『回収材料』の範囲（材質の組成、用途等）を設定すること』で対応することを考えております。また、回収ルートも管理可能な限られた範囲に限定することになります。</p> <p>なお、この認証制度は確かに生産プロセスに着目した製品認証制度です。この生産プロセスのアウトプットである有形の製品に対する基準を定めているので、有形の製品認証になります。</p>
2	<p>海外（本事例はアメリカ）より乳糖を輸入しており、食品容器包装PL適合証明書は入手できましたが、溶出試験結果は対応していないと入手できておりません。この場合、溶出試験結果はどうすれば宜しいでしょうか（不要／海外規格の溶出試験結果で可／日本規格の溶出試験結果が必要）。</p>	<p>溶出試験のご相談か、適合確認書かお問い合わせ内容が明確でないため回答が難しく、溶出試験のお問い合わせであれば、高分子試験・評価センター東京事業所（https://www.jcii.or.jp/pages/55/）までお問い合わせください。</p> <p>適合確認書等に関するお問い合わせについては、食品接触材料安全センター（https://www.jcii.or.jp/pages/98/）までお問い合わせください。</p>
3	<p>P19のPhysical recycleは複層フィルムを個別の層に分離できると理解しました。メカニカルとケミカルリサイクルでは分離はできないので、EUのPPWRの第6条に対応する有効なリサイクル手法と思いますが、この手法はどの程度、普及しているのでしょうか？</p>	<p>この1,2年でFDAのNOLを取得した事例があるようで、現在調査中です。</p> <p>たとえば、溶剤を用いてポリマーを溶解し、不純物や色、臭いを取り除くような技術があるようです。</p>
4	<p>P50以降の認証制度で質問があります。リサイクルの設備や工程についてのプロセス認証と理解したのですが、その際、P34のリサイクル設備を使用していないといけないのでしょうか？、それともいろいろな装置の組み合わせでも、代理汚染試験などの分析値などで安全性が評価できれば可能なのでしょうか？</p>	<p>この認証制度は確かに生産プロセスに着目した製品認証制度です。この生産プロセスのアウトプットである有形の製品に対する基準を定めているので、有形の製品認証になります。また、PETについては、基本的には代理汚染試験を必須にしています。リサイクル設備については除染装置とその他の設備との組み合わせ等もあり、審査にあたっては代理汚染試験の結果も加味し個社の設備でどのくらい除染できているか確認しています。</p>
5	<p>認証制度で認定されたリサイクル材製造業者で作られたリサイクル材を一定量配合（PETなら30%）しないと2030年以降はEUには輸出ができないということでしょうか？</p>	<p>リサイクル材の一定量（30%）については、EUに輸出する場合には2022/1616に沿って製造されたリサイクル材料を用いる必要があります。EU市場に提供するリサイクル材料を生産するリサイクラーへの監査は各国（地域）のCAが行うことになっており、監査はリサイクラーが作成したCMSSをもとに行われます。監査の内容は弊機構が行っている認証とほぼ同等の内容であり、CAによる監査では今後の課題として記載いたしましたように弊機構の認証制を活用できるよう国や認定機関と協議を行っているところです。</p>
6	<p>認証制度は物理的再生処理とありますが、化学的処理なども認証制度が必要なのでしょうか？ 認証制度で登録されていないリサイクル材を含まないとEUには輸出できないのでしょうか？ 容器包装材には、PETやPS以外のPP、PE、EVOHなどの素材も多く使われています。PET、PS以外の展望について教えてください。</p>	<p>日本のリサイクル指針であれば、化学的再生処理された重合体は一次原材料とみなすことになっており、需要があれば認証の対象にすることも可能です。EUではケミカルリサイクルに関してEFSAによる正式な技術評価はまだなされていないと認識しており2022/1616の附属書1に規定された適切なリサイクル技術にもなく、2022/1616への適合評価はできないと考えます。</p> <p>PET、PS以外の認証については、リサイクル指針の改定対応として物理的再生処理をしたPP/PEとして取り組みますが、まずはクローズドループから検討してまいります。</p>

	講師へ質問	回答
7	日本のリサイクル材料の使用に関する指針は、ヨーロッパのPPWRと歩調を合わせているのでしょうか？日本の規制の延長線に海外（EU、米国）の目的と一致するところがないと日本独自の取組になるのではと思っています。	PPWRに対応するものとしては、消費者庁から発出するリサイクル指針ではなく、資源有効利用促進法になるかと思います。リサイクル率に関して日本化学工業協会が始めた化学品のリサイクル率確認登録制度が今後有効に活用されることを期待します。
8	リサイクリスの認証制度の説明がありましたが、この認証を得た事業者はPPWRへ対応しているといえるのでしょうか？	EU委員会が民間の認証制度であるリサイクリスをどのように位置づけているかはわかりませんが、この認証制度はPPWRへの対応の一助にはなっておりますが、この認証制度だけではPPWRに対応するものではありません。今後PPWRや2022/1616の下位法等で示されるリサイクル率への対応も必要です。また、EU域外とEU域内との同等性の問題もあります。
9	JCII認証スキームは、リサイクリスの認証と同等とのことですが、ISO17065へ適合し、認定を取得した後は、リサイクリスとの相互承認または同等性保証などの展開があるのでしょうか？	EUがどのように考えていることもあり、国や認定機関とも相談しながらになりますが、CAである経産省とEUとが意見交換ができる機会があると聞いております。そのような機会を用いてEU側に理解を求めることができればと思います。